

シェア倉庫使用細則



HACHIDAI
TOKYO Logistics Influencers
八大株式会社

【目次】

1.所在地について	3
2.管理について	
3.警備会社について	
4.管轄官庁関係等について	
5.担当者・連絡先について	
6.防火管理について	
7.防火設備について	4
8.開館・閉館について	
9.警備・防犯について	
10.機械警備用のセキュリティカード・南京錠について	5
11.倉庫を含む当該建物の規制および制限について	
12.フリーWi-Fiの使用について	
13.電気、水道、エレベーター等の停止について	
14.エレベーターの使用について	6
15.改修工事（設備増設工事・内装工事等）および原状変更工事について	
16.清掃・ごみの分別について	
17.倉庫内の故障について	
18.不審物、不審者の発見について	7
19.倉庫区画内の立ち入りについて	
20.禁止事項について	
21.運送取次業務について	
22.作業依頼について	8
23.免責事項について	
24.本細則の改訂について	

制定日：2023年8月1日

1. 所在地について

東京都大田区城南島 2-9-6 八大株式会社城南島物流センター

連絡：月曜日～金曜日（土日祝祭日は除く）9:00～17:00

電話：03-6412-9363

2. 管理について

東京都大田区城南島 2-9-6 八大株式会社城南島物流センター

連絡：月曜日～金曜日（土日祝祭日は除く）9:00～17:00

電話：03-6412-9363

3. 警備会社について

【セコム株式会社 蒲田支社】

東京都大田区蒲田 5-40-3 月村ビル

電話：03-3732-7571

4. 管轄官庁関係について

【東京湾岸警察署】

住所：東京都江東区青海 2-7-1

電話：03-3570-0110

【大森消防署】

住所：東京都大田区大森東 1-32-8

電話：03-3766-0119

5. 担当者・連絡先について

利用者は契約前に担当者および連絡先をご連絡ください。

また、変更があった場合には都度ご連絡ください。

6. 防火管理について

- (1) 消防署の立入検査については、全面的にご協力いただき、管理者の指示に従ってください。

- (2) 利用にあたり、以下順守事項といたします。
- ① 倉庫内および敷地内は、火気厳禁・禁煙です。
 - ② 倉庫内および敷地内に車両の放置、共有部分へ物品の放置は禁止です。
 - ③ 倉庫内および敷地内の消火栓・防火扉・排煙設備等の防火設備の開閉や作動の妨げとなる物品の放置は禁止です。

7. 防火設備について

(1) 異常発生時の通報

異常が発生した場合、非常ベルが鳴ります。利用者が異常を感知した場合には、警備会社が現場に到着するまでに、直接 110 番および 119 番へ通報し、併せて管理者まで速やかにご連絡ください。

(2) 火災感知器

倉庫内には、必要な区画毎に火災報知器を設けて火災の発見を早期に感知し、警備会社に自動的に通報いたします。

(3) 消火器

消防法の規定に基づき、倉庫内に歩行距離 20m につき、1 本の消火器を設置しております。初期消火の場合に使用ください。また、電気、油および化学薬品による火災にも使用できます。なお、利用者が内装工事・設備付加工事により消火器の増設が必要になった場合は、利用者の負担にて設置ください。その場合は管理者までご連絡ください。

8. 開館・閉館について

倉庫内は原則 365 日 24 時間入館可能です。

9. 警備・防犯について

- (1) 倉庫内への開錠は利用者の責任において行ってください。
- (2) 倉庫内の警備については利用者の責任において実施してください。
- (3) 最終退館の際には、電気・空調機を消してください。消し忘れを確認した場合、別途料金を請求する場合がございます。
- (4) 倉庫内および敷地内で火災・負傷者・交通事故・盗難・災害・破損等を発見した場合は、速やかに管理者へ連絡し、指示に従ってください。
- (5) 当該建物における他フロアへの立ち入りは禁止です。

10. 機械警備用セキュリティーカード・南京錠について

- (1) 倉庫内の出入りは、セキュリティーカードを利用して開錠を行います。利用者には機械警備用のセキュリティーカードを 2 枚無償で貸与いたします。また、倉庫内各区画の出入りは南京錠を利用して開錠を行います。各区画につき 1 つ無償で貸与いたします。機械警備用セキュリティーカードおよび南京錠の取り扱いについては、以下順守事項といたします。
- (2) 機械警備用セキュリティーカードの追加・紛失・変更については、管理者へご連絡ください。追加の場合には、1 枚 3,300 円（税込）で作成いたします。なお、旧セキュリティーカードの番号は永久に抹消いたします。
- (3) 利用者は各区画の南京錠を責任をもって保管いただきます。万一紛失の場合は、直ちに管理者へご連絡頂き、利用者の負担で当社指定の南京錠にお取替えいただきます。
- (4) 南京錠の複製はいかなる場合も禁止です。万一複製が判明した場合には、直ちに(2)と同様の処理を行い、相当の金額を請求いたします。
- (5) 倉庫利用時に貸与いたしました南京錠は、契約終了時に返却いただきます。万一紛失された場合には、利用者の負担で当社指定の南京錠にお取替えいただきます。
- (6) 利用者が倉庫内へセキュリティーカードを残置したまま退館した場合は、再度倉庫へ入館することができません。この場合には当社では対応いたしかねますので、ご注意ください。

11. 城南島倉庫内を含む当該建物の規制および制限について

- (1) 利用者は、譲り合って互いの通行を妨げぬようお願いいたします。
- (2) 当該建物敷地内における速度は 8km/h です。

12. フリーWi-Fi の使用について

倉庫内で提供しているフリーの Wi-Fi につきましては、その不具合によってもたらされた損失責任は、管理者は負いません。

13. 電気、水道、エレベーター等の停止について

当該建物は、設備の点検等で電気・水道・エレベーターを一時的に停止する場合がございます。また、年に 1 回全館停電し、法令に基づく電気設備の点検を実施しております。

す。(停電時に必要な電力の確保は利用者が行ってください。) 予定日を事前に連絡し、調整の上実施いたしますが、緊急の場合には、事前の連絡になります。

14. エレベーターの使用について

- (1) 倉庫を含む当該建物には、貨物用エレベーターおよび人荷用エレベーターが各 1 台ございます。それぞれ積載重量および乗用定員数の標示がございますので超過しないようご注意ください。なお、使用時間については貨物用エレベーターおよび人荷用エレベーターともに原則 24 時間 365 日利用できます。
- (2) 貨物用エレベーターおよび人荷用エレベーターは当該建物の他フロアと共有ですので、長時間の占用はお控えいただき、譲り合ってのご利用をお願いいたします。

15. 改修工事（設備増設工事・内装工事等）

および原状変更について

- (1) 改修工事を行う場合には、原則として工事施工予定日の 1 カ月前までに管理者へご相談いただいた上、「原状変更工事申請書」(図面を含む) を提出してください。
- (2) 前項の工事に伴い、倉庫内の躯体、設備（一時側電源等）原状変更を要する改修については、管理者の承諾を得て、管理者の指定する業者にて施工ください。

16. 清掃・ごみの分別について

- (1) 倉庫区画内の清掃については、利用者にて行ってください。
- (2) 利用者は、当社指定のごみ袋をご購入いただき、廃棄を行ってください。なお、ダンボールは当社指定の場所で回収を行い、無償で廃棄いたします。

17. 倉庫内の故障について

次の項目の異常や不具合を発見した場合には、直ちに管理者へご連絡ください。

- (1) 電気・水道・空調機・手洗い場等の設備故障。
- (2) 漏水。
- (3) 当該建物設備。

18. 不審物、不審者の発見について

次の項目の異常や不具合を発見した場合には、直ちに管理者へご連絡ください。

- (1) 不審物・不審者。
- (2) その他。

19. 倉庫区画内の立ち入りについて

管理都合上、必要と認めた場合には、管理者が区画内へ立ち入る場合がございます。ただし、緊急の場合を除き事前にご連絡いたします。

20. 禁止事項について

- (1) 倉庫利用者を含む各テナントの業務および営業を妨害すること。
- (2) 迷惑となる騒音を出すこと。
- (3) 物品の販売を行うこと。
- (4) 危険物・有害物質・毒劇物・不潔な物品、異臭物を建物内に持ち込むこと。
- (5) 動物の持ち込み・飼育をすること。
- (6) 敷地内で喫煙すること。
- (7) 物品を放置あるいは指定の場所以外で廃棄すること。
- (8) 指定場所以外で車両を駐車すること。
- (9) 宿泊すること。(夜間作業を除く。)
- (10) 設備・備品を持ち出すこと。
- (11) 発火・爆発・引火性物質の持ち込みおよび石油ストーブを利用すること。
- (12) 寄付行為・勧誘等の目的のため、当該建物への立ち入りおよびこれらの行為を行うこと。
- (13) 管理者の承諾を得ず、工事を行うこと。
- (14) トラックバース、車路に物品を保管すること。
- (15) 15歳未満の者が立ち入ること。
- (16) 反社会的勢力の者が立ち入ること。

21. 運送取次業務について

利用者からの路線便（宅配等）の依頼については、管理者に申し出てください。

路線便以外の運送依頼については、原則として、別途、運送業務委託契約の締結が必要となります。

22. 作業の依頼について

利用者からの作業依頼については、管理者に申し出てください。

23. 免責事項について

次項の事由による損害については、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 商品搬出入時における事故。
- (2) 車両・人身の事故。
- (3) 天災事変またはこれに類する不可抗力における商品・什器・設備の破損等。

24. 本細則の改訂について

改訂が生じた場合は、改めて倉庫利用者へ通知いたします。